

報告第 6 号

宇和海文化都市開発株式会社の清算終了について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、
宇和海文化都市開発株式会社の清算が終了したので別冊のとおり報告する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

